

事スルコトハ不安ナルヲ以テ之カ確定スル迄従来通り  
 ノ作業ヲ繼續セラシム  
 ト懇願シタルニ荒尾徹ハ之ヲ諒トシ一先ツ会見ヲ打切リ  
 ナリ  
 叙上ノ状況ニ依リ会社側ニ於テハ退職半當共ノ他ニ充  
 當スヘキ金額ハ経営窮乏ノ折柄ナレハ所定ノ額ハ  
 支給シ得ラレズ僅カニ三四千円併テ支給セントスルモ如何  
 ナルモ一方職負職工側ニ於テハ到底斯ノ如キ金額ヲ  
 以テ満足出来サルモノ如ク或ハ嘆願書ヲ提出シ場合ニ  
 依リテハ強硬ナル態度ニ出テトスル模様アリ注意申  
 ナリ  
 右及申(通)被迄也

兵發券初第一二三號

大正十三年七月十六日

兵庫縣知事平塚廣義

内務大臣若槻禮次郎殿  
 社会局長官池田宏毅殿  
 警視總監大田政弘殿  
 京都大坂西府知事殿  
 神戸地方裁判所検事正殿

本ノ攝津毛織工業所職工勤拙問題

其後状況ニ関スル

(第二報)

標記工業所ハ本月初旬從業員一同對シ経営